

家財総合保険（ワイド）特約集

みらい少額短期保険株式会社

住宅賠償責任補償拡大特約

第1条（この特約の適用）

この特約は、保険証券にこの特約を付帯する旨が記載されている場合に適用します。この場合、賠償責任補償特約第2条（住宅賠償責任保険金を支払う場合）に規定する事故の他、この特約に従い住宅賠償責任保険金を支払います。

第2条（住宅賠償責任保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、日本国内において生じた被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、住宅賠償責任保険金を支払います。

（注）保険証券記載の住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（住宅賠償責任保険金を支払わない場合）

賠償責任補償特約第3条（住宅賠償責任保険金を支払わない場合）の規定は、前条の住宅賠償責任保険金について準用します。

第4条（住宅賠償責任保険金の支払範囲、支払額および支払限度額）

住宅賠償責任保険金の支払範囲、支払額および支払限度額については、賠償責任補償特約第6条（賠償責任保険金の支払範囲）および第7条（賠償責任保険金の支払額および支払限度額）の規定を準用します。

第5条（賠償責任補償特約との合計支払限度額）

1回の事故について支払われるべき賠償責任補償特約の賠償責任保険金とこの特約により支払われるべき住宅賠償責任保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当社が支払う保険金の額は、これらのすべての保険金を合計して1,000万円とします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償特約、家財総合保険普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

遺品整理費用補償特約

第1条（この特約の適用）

この特約は、保険証券にこの特約を付帯する旨が記載されている場合に適用します。

第2条（遺品整理費用保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の住宅内において被保険者が死亡し、保険証券記載の住宅の賃貸借契約等が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品の整理を行うべき者（注1）が遺品整理のための費用を支出したときは、その遺品整理費用（注2）に対して、遺品整理費用保険金を支払います。

（注1）被保険者の法定相続人、賃貸借契約等の保証人および相続財産管理人ならびに保険証券記載の住宅の賃貸借契約等において残置物を引き取るべき者の定めがある場合のその者等を含みます。

（注2）保険証券記載の住宅を貸主に明け渡し可能な状態に復するために遺品を整理、廃棄または運送するために必要な費用とし、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のために行う一時的な保管のための費用に限り含みます。

第3条（遺品整理費用保険金を支払わない場合）

修理費用補償特約第3条（修理費用保険金を支払わない場合）（1）の規定は、前条の遺品整理費用保険金について準用します。

第4条（遺品整理費用保険金の支払額）

当社が第2条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の遺品整理費用保険金と支払うべき額は遺品整理費用の額とし、1回の事故につき30万円を限度とします。

第5条（普通保険約款および他の特約との合計支払限度額）

1回の事故について支払われるべき家財総合保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）のすべての保険金、修理費用補償特約の修理費用保険金およびこの特約により支払われるべき遺品整理費用保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当社が支払う保険金の額は、これらのすべての保険金を合計して1,000万円とします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、修理費用補償特約、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

貸主被保険者追加特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険者	家財総合保険普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)の第1条（用語の定義）に規定する被保険者をいいます。
貸主被保険者	保険証券記載の住宅の貸主をいいます。
この特約の対象事故	修理費用補償特約第2条（修理費用保険金を支払う場合）(1)②の事故および遺品整理費用補償特約第2条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の事故をいいます。

第2条（この特約の適用）

この特約は、保険証券にこの特約を付帯する旨が記載されている場合に適用します。

第3条（貸主被保険者の追加）

当社は、この特約が適用された場合には、この特約の対象事故が生じた場合における修理費用保険金または遺品整理費用保険金の被保険者に貸主被保険者を含め、死亡した被保険者に代わって費用を負担すべき者(注)が賃貸借契約等に基づく義務を速やかに履行せず、これにより貸主被保険者が自己の負担において保険証券記載の住宅の修理または死亡した被保険者の遺品の整理を行ったときは、その費用に対して、修理費用補償特約または遺品整理費用補償特約の規定に基づき、修理費用保険金または遺品整理費用保険金を支払います。ただし、賠償責任補償特約第4条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

(注)被保険者の法定相続人、賃貸借契約等の保証人および相続財産管理人ならびに保険証券記載の住宅の賃貸借契約等において残置物を引き取るべき者の定めがある場合のその者等を含みます。

第4条（代位求償権の不行使）

前条の規定に基づいて貸主被保険者に修理費用保険金または遺品整理費用保険金を支払い、普通保険約款第25条（代位）の規定により、死亡した被保険者に代わって費用を負担すべき者に対して貸主被保険者が有する権利を当社が取得した場合においても、当社は、これを行使しないものとします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、修理費用補償特約、遺品整理費用補償特約、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

借家人賠償責任補償拡大特約

第1条（この特約の適用）

この特約は、保険証券にこの特約を付帯する旨が記載されている場合に適用します。

第2条（賠償責任補償特約の読み替え）

この特約が付帯された場合には、賠償責任補償特約における特定の部位に生じた損壊に対する借家人賠償責任保険金の支払額の算出にあたっては、免責金額を適用せず、賠償責任補償特約の第7条（賠償責任保険金の支払額および支払限度額）の規定を次条の規定に読み替えて適用します。

第3条（賠償責任補償特約の読み替え「賠償責任保険金の支払額および支払限度額」）

(1) 当社が支払う賠償責任保険金の支払額は下表のとおりとします。

保険金	支払額	
住宅賠償責任 保険金	前条①から⑥の金額の合計額 ただし、住宅賠償責任保険金額を限度とする。	
借家人賠償責任 保険金	第4条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）①から③までの事故	前条①から⑥の金額の合計額 ただし、借家人賠償責任保険金額を限度とする。
	第4条（借家人賠償責任保険金を支払う場合） ④の事故	①洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属物ならびに取付けガラス（注）に生じた損壊 前条①から⑥の金額の合計額 ただし、30万円を限度とする。
	②①以外の部位に生じた損壊	前条①から⑥の金額の合計額から3万円（免責金額）を控除した額 ただし、30万円を限度とする。

(注) 保険証券記載の住宅に取り付けられた板ガラスをいい、ガラスに付属する枠、取っ手等を含み、鏡を含みません。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社が1回の事故に対して支払う賠償責任保険金の限度額は、住宅賠償責任保険金と借家人賠償責任保険金を合計して1,000万円とします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償特約、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。